

## 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (国土交通省告示第619号)

### 第2章 自動車の保安基準の細目

#### 第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

接地部及び  
接地圧

第165条 自動車の走行装置の接地部及び接地圧に関し、保安基準第7条の告知で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 接地部は、道路を破損する恐れのないものであること。
- (2) 空気入りゴムタイヤ又は接地部の厚さ25mm以上の固形ゴムタイヤについてはその接地圧は、タイヤの接地部の幅1cmあたり200kgを超えないこと。  
この場合において、「タイヤの接地部の幅」とは、実際に地面と接している部分の最大幅をいう。

走行装置

第167条4 自動車の空気入りゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第9条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 自動車用タイヤに負荷しうる荷重は、自動車の積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値が、タイヤの負荷能力以下であること。
- (2) 接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)は、タイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあっては、タイヤの接地部の中心線にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上の深さを有すること。この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。
- (3) 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。
- (4) タイヤの空気圧が適正であること。

## 自動車点検基準 (運輸省令第70号)

日常点検基準

第1条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車 別表第1
- (2) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車 別表第2

別表第1 (事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準) (第1条関係)

※2

点検箇所	点検内容
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異常な摩耗がないこと。 ※4 溝の深さが十分であること。

(注) ※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

別表第2 (自家用乗用自動車等の日常点検基準) (第1条関係)

(注) 表の内容は※2と同じなので省略する。

**異常な摩耗(偏摩耗)をしたタイヤで走行すると  
道路運送車両法の違反になります。  
偏摩耗をしたタイヤは、「けんま君Pro」で  
研磨することをお勧めします。**